令和７年度　林業担い手育成総合対策事業に係る補助基本額等

１　林業就労条件の改善（安全装備等導入）

（１）補助基本額

補助対象装備等	補助基本額（税抜）	備 考
チェーンソー作業用防護衣	２６，０００	（注）補助金額は、左記の補助基本額又は実行経費のうち、低い額の１／２以内とする。
チェーンソー作業用防護靴	４２，０００	
刈払機作業用防護具	１４，０００	
防振・耐切創手袋	４，０００	
防音ヘルメット	３７，０００	
蜂アレルギー検査	６，０００	
蜂刺され対策用アドレナリン自己注射器	９，０００	
防蜂網	４，０００	
防蜂手袋	４，０００	
保護眼鏡	４，０００	
蜂毒吸い出し器	３，０００	
熱中症予防用品(空調服等のみ)	１２，０００	
熱中症予防用品 (空調服のﾌｧﾝ及びﾊﾞｯﾃﾘｰのみ)	１４，０００	
熱中症予防用品(熱中症指数計)	２８，０００	
熱中症予防用品(着用できる冷温装置)	１５，０００	
防寒用品（電熱ﾍﾞｽﾄのみ)	１２，０００	
防寒用品（電熱ﾍﾞｽﾄのﾊﾞｯﾃﾘｰ等のみ)	１１，０００	
救急セット	３，０００	
マダニ除去器具	４，０００	
熊鈴	５，０００	

（２）留意事項

ア　補助金額は、上表の補助基本額又は実行経費のうち、低い額の１／２以内とする。

イ　自社購買品を導入する場合は、仕入れ価格を実行経費とする。

ウ　蜂アレルギー検査（医師の診察経費）など、事業計画承認申請書に見積書等を添付することが困難な場合には補助基本額をもって補助金の配分・内示を行い、補助金交付申請書に請求書等を添付させる。

エ　前年度に助成を受けた装備等でも、損傷が著しく、使用上の問題がある場合には助成対象とする。

２　林業就労条件の改善（退職金共済制度）

（１）留意事項

ア　一般社団法人木材産業退職金共済(「木退共」)の補助対象は月掛金額８，０００円以上を対象とする。

３　林業就労条件の改善（林業労働強度の低減等）

補助対象装備等	補助基本額（税抜）	考
集材用繊維ロープ	１，１００円/ｍ	（注）補助金額は、左記の補助基本額又は実行経費のうち、低い額の１／２以内とする。
玉掛けワイヤー荷外し作業用具	２８５，０００円/台	
同時通話通信機	１０６，０００円/台	
作業員呼び出し装置	１６０，０００円/台	

（１）留意事項

ア　補助金額は、上表の補助基本額又は実行経費のうち、低い額の１／２以内とする。

イ　自社購買品を導入する場合は、仕入れ価格を実行経費とする。

ウ　集材用繊維ロープは１００ｍを上限とする。

４　林業従事者就労条件整備

（１）上 限 額　　４，６００，０００円

（２）留意事項　　他の区分への流用は認めないものとする。

５　事務経費

（１）上 限 額　　２，６６２，０００円